

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

22 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第四条の四の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する規則附則第二十二項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。